

令和 7 年 4 月 23 日

関係団体各位

埼玉労働局労働基準部賃金室長
(契 印 省 略)

令和 7 年度「業務改善助成金」のお知らせ

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、企業の賃金引き上げを支援するため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を「業務改善助成金」として助成しています。

令和 7 年 4 月 14 日から申請受付を開始しました。従来と取り扱いが変更になり、申請期間、引上げ期間が複数設定されております。これらのパンフレットを送付いたしますので会員企業様向けにご周知をお願いいたします。

また、業務改善助成金以外の各種支援策に係るパンフレットも併せて送付いたします。

■業務改善助成金に関するお問い合わせ

業務改善助成金コールセンター Tel 0120-366-440



(別添)

- 1 令和 7 年度業務改善助成金のご案内
- 2 令和 7 年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ
- 3 賃金引き上げの支援策